

# 入札公告書

平成 29 年 11 月 1 日

社会福祉法人 彩世会  
理事長 江端 英隆

本事業について、下記のとおり一般競争入札とし社会福祉法人彩世会 経理規程第 12 章第 65 条に基づいて公告する。

## 1. 事業概要

- (1) 事業名 特別養護老人ホーム コスモス苑 3F 浴室 介護入浴装置整備事業
- (2) 事業場所 札幌市豊平区月寒東 4 条 10 丁目 8 番 30 号
- (3) 予定価格 公表しない
- (4) 事業内容 特別養護老人ホームコスモス苑 特殊浴槽の老朽化に伴い、新たに特浴タイプの入浴装置の整備を行う。なお、厚生労働省の「職場定着支援助成金（介護福祉機器助成コース）」の介護福祉機器等助成制度を活用する。詳細は仕様書による。
- (5) 期間 契約日から平成 29 年 12 月 1 日 納品設置完了まで
- (6) 納入期限 平成 29 年 12 月 1 日 期日厳守（試運転調整完了）

## 2. 競争参加資格

- (1) 入浴装置を取扱い請け負うことができる業者であること。
- (2) 北海道内に本社又は営業所があること。
- (3) 国・都道府県・市区町村から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次に示す経営不振の状態にないこと。
  - ① 民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）による再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
  - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）による更生手続開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 納入後の点検、修理、部品供給を適切かつ迅速に行う体制を有すること。
- (6) 暴力団員が経営する業者又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者でないこと。

## 3. 入札参加の手続き

- (1) 入札参加資格審査申請書等の配布期間、方法

入札参加資格確認申請書及び一般競争入札公告・仕様書は次のとおり配布する。

**配布期間** 平成29年11月 1日(水)～平成29年11月 15日(水)

**配布方法** 社会福祉法人 彩世会 ホームページよりダウンロード

(URL : <http://www.cosmosen.jp/nyusatsu/>)

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限及び方法

**提出期限** 平成29年11月15日(水) 午後1時まで、下記へ郵送により必着

**提出書類** ① 入札参加資格審査申請書 ※)

② 会社概要(事業概要パンフレット可)

③ 納入実績(直近3年程度)

※)の書類は当方が指定のものを使用すること。以降も同じとする。

(3) 入札参加資格審査申請書を提出する場所

〒062-0054 北海道札幌市豊平区月寒東4条10丁目8番30号

社会福祉法人 彩世会 特別養護老人ホームコスモス苑

事務局 事務課長 山内 和美

TEL : 011-859-3311 FAX : 011-859-3322

E-mail : yamauchi@cosmosen.jp

(4) 入札参加資格の結果

入札参加資格審査申請書と添付書類を審査のうえ決定する。

**結果通知** 平成29年11月16日(木) 午後5時までに電話連絡後、「入札参加資格確認通知書」を郵送し通知する。尚、入札執行日までの期日が短い為、参加資格の確認が出来た者から順に通知を行う。また、提出された書類等は返却しない。

4. 入札に関する質疑

(1) 入札や仕様等に関する質疑は平成29年11月15日午後5時までにを行うこと。

(2) 質問による回答は質疑を提出した者に随時メールで回答する。

5. 入札の執行についての事項

(1) 入札日時

平成29年11月17日(金) 午前10時00分

(2) 入札場所

社会福祉法人彩世会 特別養護老人ホームコスモス苑 1F 会議室

札幌市豊平区月寒東4条10丁目8番30号 TEL : 011-859-3311

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 最低制限価格

設定しない

## (5) 入札の方法

入札書※)の提出は持参によるものとし、入札参加資格確認通知書を受けた写しと入札書を持参した者のみで入札を行う。また、入札時には身分を証明できるもの(名刺等)を掲示すること。

## 6. 入札に関する注意事項

(1) 入札は参加する者が1でも行う。

(2) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。※)

(3) 入札書には消費税を含まない額を記入すること。落札決定に当たっては、入札書記載金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

(4) 一旦提出された入札書を変更又は取り消すことは出来ない。入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届 ※)により申し出ること。

(5) 落札者は入札金額内訳書を提出すること。

(6) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書※)を入札参加資格申請時に提出すること。

(7) 下記の項目に該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格がない者がした入札
- ② 郵便、電報、電話及びFAXにより入札書を提出した者がした入札
- ③ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ④ 虚偽の確認申請書を提出したものがした入札
- ⑤ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ⑥ 入札者の押印がないもの
- ⑦ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
- ⑧ 押印された印影が明らかでないもの
- ⑨ 記載すべき事項の記入がないもの又は記入した事項が明らかでないもの
- ⑩ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- ⑪ その他、公告に示す事項に反した者がしたもの
- ⑫ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- ⑬ 2以上の入札書を提出したものがしたもの又は2以上の者の代理をしたもの

## (8) 落札の決定

ア、落札の決定に当たっては、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ、落札となるべき同価格の入札者が2名以上ある時は、くじ引きで決定する。

ウ、開札の結果、予定価格の範囲内で入札が無い時は、直ちに再入札を実施する。但し再入札は1回までとする。

エ、再入札を行っても最低入札価格が予定価格に達しない場合は、入札に参加した者のうち随

意契約を希望する者は、見積書を提出し予定価格の制限範囲内で適当を認めたときは、随意契約の相手として理事会の承認を得て契約を行うものとする。

## 7. その他

- (1) 本事業は、国の職場定着支援助成金介護福祉機器等助成制度を活用して実施するため、監査内容や必要書類の提出など適切な対応を図り、指導があれば従うこと。
- (2) 社会福祉法人彩世会経理規程の適用を受けること。
- (3) 支払方法は、納入後翌月末一括払いとする。
- (4) 納入に関しては、入所利用者に配慮し事故のないようにすること。
- (5) 管轄となる行政の指導があった場合は従うこと。